

復興完了後の被災地の農業の展開

森 田 明

目 次

1. はじめに
2. 定点観測：A生産法人
 - 1) 生産の概況
 - 2) 今年の夏の暑さについて
3. 考察

1. はじめに

2019年12月『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定され、翌年に法律が成立した。これにより復興庁の設置期間は2031年度まで10年間延長されることとなったが、その支援の中心は福島第一原子力発電所事故からの復興である。

2011年3月11日に発生した東日本大震災以来、既に12年が経過し、震災復興の名称を冠する事業はほとんどみられなくなった。復興交付金は2020年度で廃止され、仙台東地区で東日本大震災による津波災害による農地及び農業排水施設などの復旧を担った、農林水産省直轄による区画整理等の事業が完了し、2021年1月22日には完工式が挙行された。また、東北農政局から震災後毎年出されていた「農業・農村の復興・再生に向けた取組と動き」も2021年11月を最後に公表されておらず、今日では震災復興という言葉はことさら強調する以外には聞かれなくなった。

本稿では、震災復興が聞かれなくなった後についても定点観測を行っている宮城県の津波被災地の農家のヒアリング調査結果を報告するとともに、その状況について考察を行う。

2. 定点観測：A生産法人

仙台東部地区で津波被災地域にあるA生産法人は、いち早く圃場の復興が完了し営農活動に入った100ha規模、集落全体が1つの法人である。震災後に地域全体で1つの法人による営農ということで合意し、現在に至っている。

1) 生産の概況

(1) コメ

2023年夏までの生産状況について述べる。経営する田は85haで減反は行っていないという。この地区一帯で6割の減反であるが、地域全体で6割を達成すればいいというので減反は他にまかせている。また、他地域の圃場1haを耕作している。

法人は米の生産を主として行っている。法人の事務所の隣には、この地区のライスセンターがあり、2本の貯蔵庫（1本150トン）のうち1本をこの法人で利用しているという。そのため単一種の米の生産が期待されているのだという。

育苗後に移植する生産として、ササニシキを1.5ha、ひとめぼれを40.9ha、まなむすめを10ha行っている。残りは乾田直播のまなむすめである。乾田直播を減らして移植型の生産にシフトしている。これは圃場のせいである。一見すると整備済みの圃場に見えるが、ところによっては水持ちが悪く、とくに砂地のところは水が抜けていってしまい、稲の生育に影響がでるといふ。また、そういうところは、除草がうまくいかない。その年の初回の散布の除草はうまくいくのだが、最後の方では丈の小さいヒエが生え、稲とヒエが混じってしまうので除草が難しくなり、生産性が落ちるので乾田直播を減らすことにしたという。

(2) ねぎの生産

震災後に法人として生産が再開された当初は4haの農地にねぎを生産していたが、今は2.5haに縮小している。当初は加工向けに契約し生産を行ってきたが、そのほかの土地でもねぎが大量に生産されるなどして価格が下がり、また契約

条件も悪かったことから、その実毎年赤字が続いていた。しかし、補助金や契約があってしばらくは減らすことができず赤字が累積した。現在は、仙台卸売市場に出荷している。発送の手間や手数料、人件費などを考慮すると契約による生産よりも費用を削減できる。

今年の水はけの良い場所でねぎ生産を行い6月までは好調であったが、夏の暑さで裏目に出てしまった。結局ねぎは痩せ細って白い部分の少ない規格外のねぎになってしまった。

(3) そのほかの生産

・トマト生産など

以前は雇用労働による周年生産を目指してトマトハウスをやっていたが、担当していた女性が体調を悪くして退職したので、今年は作らないことにした。空いたトマトハウスはねぎの育苗施設に利用した。また、稲の移植生産を増やしたことでハウスが必要となり利用したところである。

また、11haに大豆のミヤギシロメを生産しているが、これはこれから収穫を行う。

・労働力

正規採用職員としての雇用者は、20代と50代の2名でいずれも男性である。稲もねぎもいずれも担当してもらっている。

そのほか短期の雇用労働は、現在パート3名で繁忙期の3ヶ月の期間来てもらうことにしている。主としてかつてこの集落に住んでいた人やその近くの人に頼んでいる。賃金は、最低賃金である。もっぱらねぎを担当してもらっている。このほかに、サポーターにも来てもらっている。サポーターは、「せんだい農業園芸センター」が窓口となって農業サポーター事務局に依頼して派遣してもらっている。年間に10回ほどで、延べ人数で100人近くに依頼している。賃金は最低賃金プラス10円で支払っている。こちらもねぎを担当してもらっている。

・農地の具合など

松の木などは出てこなくなったが、がれきなどは今でも出てくる。そのため

農機具を破損する農家もいると聞く。

借地地代については地代が13000円/反だったものを12000円/反に値を下げた。従来の借地料は、震災後の生活を応援する意味を込めて1000円高く設定していたのだが、もはや震災後でもないのだからこれを戻したという。また10年間の借地を更新については、地主さんに納得してもらっているという。相続による農地の返還案件もあるがこうした調整には中間管理機構が対応しているところである。なお、水利費、土地改良費など上がってきている。

また、地域とのつながりを維持するために、毎年10月に収穫祭を行ってきたが、新型コロナウイルスの流行で2020年以降途絶えており、今年も実施しなかったという。

2) 今年の夏の暑さについて

今年は暑さのため、稲刈りの1週間前まで水田に湛水していた。例年であれば水田の水を早く落として水田を乾かして稲刈りの準備を行ったところであるが、ギリギリまで湛水を行った。水利は利用可能であった。湛水するタイミング、落水するタイミングについてはこれまでの経験によりこのような判断を行った。このようにA生産法人では水稻への暑さについては対応できたが、大豆を砂地に植栽した他の農家にあっては水不足でたいへんだったと聞くという。

また、この暑さのため米の粒が小さいものの、成熟米としては粳数も同じであった。むしろ、くず米が少なかった。また、乳白米も発生しなかった。今回二等米はもと砂地質の水田に多いという。今の水田の大きさは1圃場が1haであるが、その1圃場のなかでも生育の善し悪しがある。もともと畑だった場所では稲の生育は芳しくない傾向がある。

圃場整備が終わって10年近く経つが農地はまだ「落ち着いていない」という。農地が落ち着くには十年以上もかかるといい、今後とも土作りを継続して行く必要があるという。稲藁を販売して化学肥料を購入し生産を挙げている農家もいるが、A生産法人では地力増進のために全ての稲藁を農地にすき戻している。やはり津波被災の土地ということもあり「地力」が重要で、今年の暑さを乗り切るのにも地力が重要であるという。そこで、堆肥をいれている。2018

年、近くに海岸公園馬術場が再び開園し、その馬糞もらって堆肥化している。敷地内に1年ごとに1山を作り3年ほど貯めて堆肥化を図っている。海岸公園馬術場では、おがくずが敷料のため堆肥化には時間がかかり3年間おいたものを使用しているという。

3. 考察

以上が被災地域のA生産法人の報告であるが、特徴がいくつか挙げられる。

1つは、2020年度以降被災地への補助や支援が少なくなるもしくは無くなっていることである。徐々に生産基盤が震災前と遜色なく整備されていくと、震災後12年を経過した現在、もはや復興のための期間ではないとされるのも当然である。

しかしながら、一見すると震災前と同じに見えても、それは震災前と大きく異なる部分を持っており、依然として困難に立ち向かい続けなければならない被災地は少なくない。当初は復興が成ったとして多くの人から歓喜を持って迎えられても震災後12年という時間経過により当初見過ごされた困難がより明確になるということもある

今回紹介したA生産組合は、仙台東部地区にあって圃場のある場所には農家であっても住めず（住むことが認められていない。）、域外の住宅から通いで農作業を行っている。通常、多くの農家は自家の敷地内に農機具等を置く納屋などがあり、日常的にこれらと接しまた整備も行う。さらに自宅近くに圃場があって、農業者と圃場では常に密接に関わっている。いわば農地がみえないまま農業を実施しているともいえるかもしれない。

大規模災害に対する農業のレジリエンスについては以前書いたように、その土地への愛着、つまり何とかその土地で復興したいということが大きな動機になって農業を継続するということであった。そのような意識にもかかわらずこの津波被災地にあっては、普段の居住地と農業を行っている農地との距離が生じており、そこにかつて住んでいたという記憶の下で農業の再開を果たし、そして現在に至っている。ただし、住居と農地の分離の難しさについてヒアリングを行っているが、当生産法人から明確に困難であると回答があったわけではな

い。なぜなら遠隔地の農地への仕事と同じであるからと話していた。

2つ目は復興当初はA生産法人の農業従事者も60歳前後でやる気のある農家が担い手であったが、発災後12年も経つとほとんどが12年プラスの70歳以上の高齢者になっていることである。この間、生産法人の農業従事者にはほとんど変わっていない。

100ha規模の巨大農場を借地で経営し、復興の先駆けとして注目を浴びていた当該農業法人であっても新しく人が入ることは難しいことがわかる。この法人が稲作を中心とした大規模な経営であり省力化が行われているため比較的高齢者でも生産可能であることから、現在のスタッフで十分なので新しい人を入れる必要が無かったことが理由である可能性もある。しかしながら、伝統的な農業のようにスタッフの身内や同じ地域から新しい人や後継者を見いだすことがこの間難しかったことも大きいだろう。被災地での営農は、特にこの点で農業経営の切盛りが難しいことがわかる。

また、被災地では農業を行う者から農地が切り離された様子について述べたが、それを不幸にも加速したのは新型コロナウイルスの流行であった。

A生産法人で農業を行う者は理事の12名だけだが、100haの規模を誇る当該地域には74戸の農家が震災前には存在していた。震災はそうした人々の大多数を離農の形で農業から切り離してしまった。また、直接に農地を持たなくても、震災以前はその地域に住んでいた人々もいる。そうした人々も元の地域に住むことが許されず、海岸から距離を置いた地域での生活再建を余儀なくされた。もちろん移転先の周囲はほぼそれまでの地域的なつながりをもった人たちではなく新たな人たちである。A生産法人は、以前住んでいた人々との交流を維持すべく様々なイベントを行ってようやく保たれてきた関係も、新型コロナウイルスの流行によって関係の希薄化に一層拍車がかけられることになってしまった。

被災地農業を取り巻く社会の潮流

A生産法人に新しい人が震災後12年間容易に見つからなかったことには、現在の日本において農業を取り巻く環境の要因もある。生産規模としてはすでに100haの規模を誇りながらその経営を引き継ぐ者が見つからないのは、このことも大きいと考えられる。

ややかたぐるしい表現であるが、農業労働者が出てこない理由の根本的な原因としては比較優位の原理が働いており、産業としての農業が明確に比較劣位に回ってしまったということが考えられる。比較優位とは、簡単にいってしまえばその国にとって得意とする（生産性の高い）生産に生産の重点を置く方が国として利益が高いとするもので、そうでない産業はそのために衰退するというものである。こうした比較優位に関する議論は、GATT・ウルグアイラウンドの話し合いが行われていた1980年代の、バブルに向かう日本経済の発展の文脈で盛んに行われたものであるが、近年においては農業においてほとんど議論されることがない。

しかしながら、2020年農業センサスの結果著しい農業従事者の減少をみると、農業という産業が比較劣位に置かれていることによりそこに携わる農業者がいなくなるという現象はこの原理の貫徹をよく表している。とりわけストルパー・サミュエルソンの定理はこの辺の事情をよく説明している。ストルパー・サミュエルソンの定理によれば、ある財の価格が上昇すると、その財の生産に集約的に用いられる生産要素の価格は上昇し、他の要素の価格は下落する。これは、簡単に述べれば、その国の得意な生産に携わる労働者の賃金率が上昇すれば、得意でない分野の生産の労働者の賃金率は下落するというものである。IT分野など高度な技能を必要とする分野がその国の得意な分野であれば、そうでない分野の労働者の賃金率は下がってしまい労働者が減少し、そのためそのような分野の産業は衰退するというものだ。このままでは慣行的な農業生産がそれに該当しかねないので、スマート農業など高度な知識や巨大な資本装備を必要とするような生産構造に農業生産を変えていかなければならないということになる。

今日こうした経済原理がよく機能するわけは、人々の教育状況の変化（たとえばスマホやYouTubeなどデジタル・デバイスをあたり前とする若者の労働市場への当场など人的資本の変化）も挙げられるが、それとともにTPPや日米貿易協定などにより農産物の関税が低くなり外国製品の国内流通が図られていることもある。これは国内の農産物価格を低め、そのため農業者の賃金率も低下する。それゆえ、国内市場から高付加価値を求めて輸出を図るといった試みも官民を挙げて行われているところで容易ではない。もちろん消費者にとってみたら安い

農産物は極めてありがたいだろう。こうして農業は衰退していく様子が見て取れる。

結局、被災地にあってはこれらはダブルパンチになる。震災からの復興とそれから社会環境への対応という二つながらの戦いが迫られている。そ被災地や復興という言葉は忘れられつつあるが、震災からの復興はこれからが本当な「正念場」である。